

厚岸町地域おこし協力隊員募集要項

(酪農業活性化【釧路太田農業協同組合 極みるくらボ・営農畜産課】)

1 募集する背景

■極みるくらボ

厚岸町のブランド牛乳「^{きわ}極みるく 65」は、食の専門家が食品や食材を審査・認定する「ジャパン・フード・セクション」にてグランプリを獲得、その牛乳で作った「あっけし極みるくあいう」も同じくグランプリを獲得するなど評価されています。

しかし、牛乳のクオリティへの評価は受けているものの、商品のPR活動や商品を活かしたレシピ開発などが十分にできていない現状です。

そこで、極みるく 65 の加工・製造の現場を体感することで商品の付加価値を考え、都市部などでのPR活動やレシピ開発に取り組み、極みるくをより知ってもらう活動を担う人材を募集します。

■営農畜産課

厚岸町では、町内の酪農経営者の労働軽減と優良な後継牛を確保することを目的に、「若齢牛育成センター」にて農家から預託された子牛の哺育・育成を行っており、釧路太田農業協同組合が指定管理を受け、運営しています。

ですが、培われた子牛の育成ノウハウはあるものの、酪農経営者へのノウハウの普及啓発ができていない現状があります。

そこで、若齢牛育成センターや農家での酪農実習活動を通して現場を知り、ノウハウを蓄積したうえで、酪農経営者や町内外の方に向けて、様々な普及啓発活動をしていく活動を担う人材を募集します。

2 募集人数

■極みるくらボ 1名

■営農畜産課 1名

3 活動内容及び活動場所

■極みるくらボ（釧路太田農業協同組合）

○JA 釧路太田ブランドの「極みるく」シリーズのPR活動

- ・酪農家の日常、搾乳風景、「極みるく」のこだわりをSNSで発信
- ・都市部へのPR出張・イベント参加
- ・厚岸町内の学校とコラボした食育教室の企画・運営
- ・地域内イベントの企画・運営
- ・農業系大学などと連携した共同レシピ開発
- ・新商品開発・町内の飲食店とのコラボメニュー推進

- ・EC・ふるさと納税ページの改善と情報発信
- 「極みるく」の加工・製造業務
- SNS等を活用した町の魅力や協力隊活動の情報発信
- 定期的な活動報告

■営農畜産課（釧路太田農業協同組合 若齢牛育成センターほか）

- 子牛の哺育・育成技術の普及啓発活動
 - ・若齢牛育成センターでの哺育・育成管理業務
 - ・生乳の品質向上に向けた検査業務
 - ・組合員（牧場）への哺育育成ノウハウを伝える機会の企画・運営
- 牛の病気や牧場内の防疫活動における普及啓発活動
- 初生牛・育成牛や妊娠牛の家畜市場での販売業務
- 農家での酪農実習活動
- SNS等を活用した町の魅力や協力隊活動の情報発信
- 定期的な活動報告

4 募集対象

■ 下記の条件をすべて満たす方に限ります。

（１）次のアからエの要件のいずれかに該当する方

ア ３大都市圏、政令指定都市、県庁所在地、中核市等（過疎・山村・離島・半島地域以外の都市地域）に住民票を有する方

※アの詳細は、総務省ホームページにて検索またはお問い合わせください

・「都市地域」の場合→要件を満たしています

・「一部条件不利地域」の場合

→お住まいの地域が条件不利地域外であれば要件を満たしています

イ これまで地域おこし協力隊として２年以上活動し、かつ、解嘱から１年以内の方

ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）参加者として２年以上活動し、かつJETプログラム終了から１年以内の方

エ 海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方

（２）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方

（３）心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方

（４）地域おこし活動に意欲と情熱を持ち、積極的に活動できる方

（５）地域住民と協力しながら意欲的に活動でき、積極的に企画・提案ができる方

（６）自治会に加入し、地域住民と円滑な関係を構築できる方

（７）委嘱後、直ちに厚岸町に生活の拠点と住民票を異動させることができる方

（８）ワード、エクセル等の基本的な操作ができる方

（９）普通自動車免許を有している方又は取得見込の方

（１０）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に

- 規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しない方
- (11) 任期終了後、業務経験等を活かした就業又は起業を目指し、地域に定着することを目標とする方
- (12) 外国籍の場合は、日本語検定3級以上のレベルを有し、会話、テキストともに日本語でのコミュニケーションが取れる方

5 勤務条件

■身分

パートタイム会計年度任用職員として、町長が採用します。

■任用期間

採用の日（令和8年1月～3月予定）から最長3年間となります。

※採用日については、採用者の都合を考慮し、相談の上決定します。

※任用期間は、毎年度4月に更新を行います。なお、更新については、直近の人事評価の結果や隊員の意向を踏まえて決定します。

■活動日数・活動期間

1週間当たり37時間30分以内を基本とします。

■報酬

月額 250,000円

※社会保険料本人負担分が報酬から差し引かれます。

※各種手当については支給しません。

■待遇・福利厚生

(1) 社会保険等（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入します。

(2) 活動中の災害については、公務災害として補償します。

(3) 活動に関連して出張する場合は、予算の範囲内で旅費を支給します。

(4) 活動中の住居は釧路太田農協が月額15,000円で貸与します。

（家賃補助があるため実質無料です）

※住宅内でのペット飼育は原則禁止です。

※当町までの転居費や、光熱水費等は隊員負担となります。

※活動期間終了後の住居は、ご自身で手配していただきます。

(5) 基本的な家電製品等（冷蔵庫、洗濯機、テレビ、炊飯器、IHコンロ、電子レンジ、照明器具、掃除機、カーテン、ベッド）は釧路太田農協が貸与します。

※活動期間終了後の家電製品等は、ご自身で手配していただきます。

(6) 活動用車両は、既に所有している自家用車を活動用車両として使用する場合は、1月当たり最大25,000円を補助、自家用車がなく、リース等により活動用車両を確保する場合は、

1月当たり最大48,000円を補助します。どちらの場合についても、活動用車両の燃料費を10,000円以内で補助します。

- (7) 作業着等の被服代や消耗品など、活動に必要な経費を20,000円以内で補助します。
- (8) 活動に必要なパソコン等備品は釧路太田農協が貸与します。
- (9) 事前に町へ届出をすることで、活動に支障がない範囲で兼業ができます。
- (10) 規定に基づき有給休暇、特別休暇等を付与します。

6 応募方法

■提出書類

厚岸町地域おこし協力隊応募用紙（町ホームページからダウンロードしてください）

■提出方法

- (1) 厚岸町役場総合政策課に郵送又は持参
- (2) 下記の電子フォームから応募

<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=naHY9Wr5>

■募集締切

令和8年10月19日（月）必着

7 選考方法

(1) 書類審査

受付期間終了後、書類審査を行います。

書類審査後、面接の日程について応募者と調整のうえ、文書で通知します。

(2) 面接選考

書類審査通過者を対象に、対象者の近隣都市地域で対面面接を行います。

（対象者同士が離れている場合は、その中間の都市地域で面接を行います。）

可否の結果は、概ね2週間以内に全員に文書で通知し、合格者は内定となります。

※面接会場までの費用については、応募者の負担となります。

※面接選考方法と回数については、募集状況により変更（オンラインによる面接など）する可能性がありますので、ご了承ください。

※募集内容の説明などをご希望の場合は、担当者が対応いたしますので、お気軽にご相談ください。

※希望に応じて、町担当者等とのカジュアル面談（WEB）を行います。

8 問い合わせ先

〒088-1192

北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地

厚岸町役場総合政策課 移住交流推進係

TEL 0153-52-3131（内線245） FAX 0153-52-3138

Eメール seisaku@akkeshi-town.jp（担当：山岸）